

何等ノ行動ナカリシカ動員ニヨリテ召集シタル朝鮮人等得
連外二十五名ハ所轄署ニ一時撲束取捕、上望日何レニ釈放
シタリ

高麗ニ大花方ヲ襲撃セル犯人ニ就テハ大崎署ニ於テ取捕中
、処左記ハ岩月廿三日暴力行為等処罰ニ莫スル法律違反
被疑者トシテ送局シタリ

日下太郎コト孫村太郎 伏見コト 加藤芳隆

秋原室吉 急林実次コト大塚景市

井上一夫コト新井武善 武田 誠コト武田敏夫

山田コト安正 茂 高尾一平コト白 元 基

清水正雄コト大野一男 以上

右及申(通)都候也

(通) 遺書

今般大船運轉或は積荷等々、係争公布、或は係争項を以テ系滿解散ナ
依テ遺書一通を作成、幸澤亦大花典行款送之入各一通、款後、
形持ナリナリ

一昭和六年五六七月ノ減給ハ七月に於テ了ルナリ、其ノ之ニ概四一五六月に
於テ了ルナリ、其ノ五割を復給ナリ

一不肖有テ職責ハ純粋に於テ了ルナリ、其ノ方々持テ在ホ人ト帳簿ナリ上決是ナリ

一月一ヨリ公休リモ制定ナリ但一公休リハ決定ハ典行主ト帳簿ナリ上依リ

一時以典行ノ帳簿半生積業トシ、一時留に付一五折費以上モ支給ナリ

一況以新行渡米五名以上ト、市内ハ一飯ハツ、三名以上ト(但一渡米ハ見写
王金ニシテ)

一音楽部市内飯ノ應則トシ、二人以上トシ、三人以下ト場合ハ字裏一ホモ休息ナ
リ、其ノ高折分、手前モ支給ナリ

一今般現是次分ノ典行モ否ナリ

一未生積備並ハ控室ハ飯主ト帳簿ナリ上定備ナリ

一款費者連名免ノ前帳簿半生積業トシ、一時留に付一五折費以上モ支給ナリ

一幸澤亦終期並ハ幸澤貞田トシ、五千五百系支給ナリ